

OECD、国別報告書の追加指針及び情報交換関係の最新状況を発表

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

2018年9月13日に、経済協力開発機構(OECD)は、税源浸食と利益移転(BEPS)行動13国別報告書(以下、「CbC報告書」又は「CbCR」)の実施と運用について、税務当局と多国籍企業(以下、「MNE」)に、より高い確実性を提供するための指針の更新版を発表しました。国別報告書の実施に関する指針の更新版(以下、「本指針」)は、次の3つの疑問点に対応しています。(i)「税引き前利益(損失)」、「所得税(当期発生額)」及び「支払所得税(現金主義)」に関する配当の取り扱い、(ii)CbC報告書の表1における数値の概数表記の使用、(iii)構成事業体の財務データを比例配分で報告する場合に記入すべき従業員数。本指針は、合併、分割及び買収の事例に関する既存の解釈指針も含まれています。

さらに、OECDは、国別報告書の自動的交換に関する権限ある当局による多国間合意(以下、「CbC MCAA」)に基づき有効化されたバミューダ、キュラソー、香港、及びリヒテンシュタインに関する追加の交換関係を発表しました。

詳細解説

背景

2015年10月5日、OECDはBEPS行動計画に基づく行動13「移転価格文書化及び国別報告書」に関する最終レポート(以下、「最終レポート」)を公表しました¹。このレポートはMNEの移転価格文書化にマスターファイル、ローカルファイル及びCbC報告書からなる統一的な3層構造アプローチを導入しました。

OECDはCbCR規則の実施及び運用に関して税務当局とMNEグループに、より高い確実性を提供するために2016年6月から追加指針を発表してきました²。OECDはこれまで同指針の更新を2016年12月³、2017年4月⁴、2017年7月⁵、2017年9月⁶、2017年11月⁷及び2018年2月⁸に行いました。

OECDは、CbCRを導入する国を支援するため他の資料も公表しています。例えば、2017年9月、OECDは2つのハンドブック（CbC報告の効果的な実施に関するハンドブック及び効果的な税務リスク評価に関するハンドブック）⁹、並びにCbC報告書に含まれる情報の適切な使用に関する報告書¹⁰を発行しました。

2018年9月13日にOECDが公表した本指針の更新では、CbC MCAAに基づき有効化されたバミューダ、キュラソー、香港、及びリヒテンシュタインに関する追加の交換関係が公表されました。

他の構成事業体からの配当の取扱い

BEPS行動13の最終レポートは、CbC報告書の表1の所得欄に、他の構成事業体（以下、「CE」）から受領した収入のうち支払者の税務管轄地において配当として扱われるものを除外すべきであると説明しています。しかし、最終レポートは、同じアプローチを税引き前利益（損失）欄に適用すべきかどうかについては言及していませんでした。

行動13の最終レポートはこの問題に関して具体的な指示を示しておらず、管轄地によって異なるアプローチが取られている可能性があるため、本指針は、管轄地が独自のアプローチを維持することを可能にする柔軟なアプローチをとっています。しかし、指針は、包摂的枠組の参加メンバーが、納税者に対し、他のCEから受領した配当が表1の「税引き前利益（損失）」に含まれているかどうか、また受領した配当がどの税務管轄地からのものかを表3に示すよう要請することを奨励しています。

さらに、一貫性を保つため、他のCEからの配当が表1の「税引き前利益（損失）」に含まれている場合、これらの配当について発生した税金又は支払われた税金は関連する欄に報告する必要があります。

表1の概数の使用

本指針は、表1の数値について概算せずに全額を報告する必要があることを明確にしているため、数値の切上げや切下げは認められません。一例として、本指針は、123,456,789の数値を、例えば千単位にして、123,457に短縮して報告してはならないと説明しています。

従業員数

CEの財務データが比例連結で報告されている場合（例えば、少数株主持分が存在し、会計規則により比例連結が定められている場合等）、CEの従業員数も比例配分で報告する必要があるとされています。

この場合について、本指針はBEPSの包摂的枠組の参加メンバーに対し、比例連結を使用する場合は早急に納税者にCbC報告書の表3に以下の一文を含めるよう要請することを奨励しています。「管轄地X（具体名）における構成事業体A（具体名）の従業員の数はAの財務データの比例配分報告に基づき比例配分で報告している」

合併/分割/買収に関する指針をまとめた表

本指針には、合併、分割及び買収の場合に適用されるアプローチに関する既存の解釈指針に関する要約された表が含まれています。

国別報告のために有効化された交換関係

OECDはまた、CbC MCAAに基づき有効化された追加の交換関係を公表しました。現在のところ、EU指令2016/881に基づく交換関係、並びに租税条約もしくは租税情報交換条約に基づく、交換に関する権限ある当局による二国間合意を含めて、国別報告書の交換を確約している国・地域の間で確立された自動交換関係は1,800を超えているとのこと。この更新版では、バミューダ、キュラソー、香港、及びリヒテンシュタインに関して、CbC MCAAの下で新たに有効化した二国間交換関係が公表されました。

現行の自動情報交換関係の一覧、並びに各国における国別報告書に関する国内法枠組みの導入についての最新状況はOECDのウェブサイトに掲載されています。

今後の影響

OECDが行動13に関する最終レポートを発表して以来、CbCRの要件に関する活動が継続的に行われ、しかも増加しています。本指針は、CbCRの実施に関して生じた実務的な質問に関するOECDの8回目の発表です。

新しい指針のいくつかは、納税者に適用される前に管轄地で導入される必要がありますが、これらの変更を予測し、2017年度のCbC報告書の作成に及ぼす影響を理解することは重要です。

本指針は、BEPSの包摂的枠組によって合意されるさらなる指針とともに今後も継続して更新される予定です。新しい報告規定や改定規定及び新しい指針に対する各国の実施状況や反応に関して、企業は今後も動向を注視する必要があります。

バミューダ、キュラソー、香港、及びリヒテンシュタインに所在するMNEグループのローカルファイリングの必要性が減るため、CbC MCAAに基づく追加的な交換関係は前向きな進展です。

巻末注

1. Japan tax alert 2015年11月19日付、「[OECD、行動13に基づく移転価格文書化及び国別報告書に関する最終レポートを公表](#)」をご覧ください。
2. 2016年7月12日付、Japan tax alert「[OECDが国別報告書の実施に関する追加指針を公表](#)」をご参照ください。
3. 2016年12月19日付、Japan tax alert「[OECDが国別報告書に関する指針を改定、国ごとの実施状況を掲載する新ウェブサイトも開設](#)」をご参照ください。
4. 2017年4月21日付、Japan tax alert「[OECDが国別報告書に関する指針を改定](#)」をご参照ください。
5. 2017年8月3日付、Japan tax alert「[OECDが国別報告書の実施指針の更新版を公表](#)」をご参照ください。
6. 2017年9月21日付、Japan tax alert、「[OECDが国別報告書に関する追加指針を改定](#)」をご参照ください。
7. 2017年12月20日付、Japan tax alert、「[OECDが国別報告書の実施に関する追加指針を公表](#)」をご参照ください。
8. 2018年2月28日付、Japan tax alert「[OECD、国別報告書の指針に対する各国対応の公表と新たな質問の追加](#)」をご参照ください。
9. 2017年10月13日付、Japan tax alert、「[OECDが国別報告書に関する2つのハンドブックを公表](#)」をご参照ください。
10. 2018年9月7日付、Global tax alert「[OECD releases further guidance on Country-by-Country Reporting](#)」(英文のみ)をご参照ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎

パートナー

ichiro.suto@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](#) をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](#) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180927

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](#)